

教育委員会会議録

令和3年4月13日（火） 午後1時02分 開会

午後1時51分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員
度會秀子委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣直樹次長兼管理部長、小島寿文学習教育部長
稲垣宏恭教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
伊藤尚巳教育企画課長、小清水義晃財務施設課長、坂川智教職員課長
柴田英昭福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、栗木晴久高等学校教育課長
伊藤孝明義務教育課長、小林紀彦特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長
中島幸一高校改革室長、佐藤孝総務課担当課長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項（1）令和3年春の叙勲候補者の内定について及び報告事項（2）公立学校教職員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和3年春の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2） 公立学校教職員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について

栗木高等学校教育課長が、令和3年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（伊藤委員）

名古屋市長選において、河村候補が名古屋市立高等学校にチャレンジ入学

枠を設けるということを公約に掲げているが、現在名古屋市立高校には長期欠席者等の枠はないのか。

(栗木高等学校教育課長)

名古屋市立高校と愛知県立高校は同じ制度のもとで入試を行っているため、長期欠席者等にかかる選抜方法は名古屋市立高校も含めたものである。

(伊藤委員)

この公約でチャレンジ入学枠と言われるものは、長期欠席者等にかかる選抜方法とは別の制度であるか。

(栗木高等学校教育課長)

長期欠席者等にかかる選抜方法は、特別な定員枠を設けて行っている入試ではなく、一般入試の中で、事情があって中学校に十分通えず、調査書の学習の記録の実績が十分に得られなかった生徒が不利にならないようにする制度である。

(伊藤委員)

コロナの影響で、今年大学入試では、受験生が早めに決まったところで手を打つという傾向があったと言われている。その結果、地元の私立大学等は思ったように学生を確保できず、今までにない形の追加合格者を出すこととなった。中くらいの偏差値の子が私立高校に進むという話も身近に聞いたため、高校入試においても同様の傾向があったように感じるが、こういった傾向は調べることは可能か。実態を踏まえて、次に対策を考えたいとの話であったが、調べられるのか。

(栗木高等学校教育課長)

現時点では確定的なことは言えないが、一部の中学校長からの聞き取りでは、早く合格の決まる私立高校へ進学を決めた生徒が例年より多かった可能性があるという話であった。以前は2月に実施していた推薦入試を3月の一般入試と同時に行っていることも含め、公立高校入試が早く進路を決めたい生徒のニーズを上手く受け止められない制度となっている可能性もある。私立高校の授業料無償化が大きく影響しているとも聞いている。また、教育の個別最適化の流れが加速していること、進路選択が多様化していることに加えて、新型コロナウイルス感染症により、受験生や保護者の早く安心を得たいという思いが強まった面もあったようである。

- (4) 令和3年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について
小林特別支援教育課長が、令和3年度県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (5) 工事請負契約の変更について
伊藤教育企画課長が、工事請負契約の変更について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第1号 県立高校PTA会計担当者に関する、改善等を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

今回の犬山高校の事案については、あってはならないことではあるが、事務長の資質の問題であると思う。PTA会計等の扱いについては、法や基準にのっとり粛々で行うものであるが、委任された校長がしっかりとチェックする責任はある。一方で、PTAの入退会は自由であるという風潮がまん延していることには疑問を感じる。同調圧力は許されるものではないが、この風潮は学校にとっては好ましいものではないと思う。不登校やスマホの問題など、子供たちを取り巻く環境は悪化している。その中で、大きな役割を果たしているのがPTAであり、学校と協力して子供の健全な育成ができるという観点からPTA活動の意義を伝えていくことが大切である。

請願第2号 校則の見直し等を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

新学期を迎え、制服の選択制など報道されており、校則の見直しが少しずつ行われていることが見て取れるが、校則の見直しの現状はどうであるか。県立高校で一律の基準のようなものがあるのか。

(栗木高等学校教育課長)

県立高校において、特に県教育委員会から一律の基準を示して見直しをという指示はしていない。校則は校長が定めるべきものであるため、見直しも校長がリーダーシップを取って各学校で行うべきということで取り組んでいる。ただ、県教育委員会としては、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況、地域の状況は変化するため、絶えず積極的に見直すよう、校長や生徒指導を担当する生徒指導主事に毎年度指示をしている。見直し方としては、教員だけで考えるのではなく、生徒の意見をくみ上げたり、保護者にアンケートを実施したりする方法もあることも伝えている。また、校則の内容や校則に基づく指導が人権侵害に当たるものとなっていないかということについても、しっかり自己点検するよう指示している。

(塩谷委員)

請願項目1、2については、既に動きがなされていると考えて良いか。

(栗木高等学校教育課長)

ここ数年、校長のリーダーシップにより、校則の見直しは急速に進んでいる。ただし、現状が完全というわけではないため、校則や校則による指導が児童生徒一人一人の成長を促し、生徒が将来における自己実現を図って

いくための自己指導能力の育成や社会性の涵養^{かん}につながるものとなるよう、引き続き、取り組んでまいりたい。

(塩谷委員)

校則について、公表した場合、何か弊害はあるか。

(栗木高等学校教育課長)

校則自体は公表して都合の悪いものではなく、毎年生徒に渡す生徒手帳に記載してある。また、入学後すぐに保護者にもお知らせし、共通理解を図った上で協力をお願いしている。ただ、ホームページに掲載することについては、校則の一つ一つの趣旨・ねらいや校内での実際の運用との違いなどが上手く伝えられないため、学校の姿勢や考え方が正しく伝わらないことが心配される。校則だけを取り出して比較するようなことが行われると、誤解に基づく進路選択ともなりかねない。学校の実情や、公表することによって教育目標の達成に資すると校長が判断すれば、校則のホームページ掲載はあり得ることだと思う。

(岡田委員)

過去に荒れた中学校に勤務していた際、「服装が乱れると心が乱れる」という観点から校則を盾に指導していたが、疑問を持っていた。しかしながら、「心の乱れが服装に表れてくる」ということに気が付き、心の乱れている子供に近づくためのサインであると考えたときに、校則の意味がわかった。学校という集団生活の中では、集団の秩序を守る、危険を回避する、公平を守るという点から一定の校則は必要であり、校則は不要であるというのは極論だと思う。

今回の運動着の下の肌着の件も、そこまでしなくてもという思いがあるが、小学校低学年の段階で児童に判断力があるかを考えた結果、やり過ぎとなってしまったようにも感じられる。徹底することが難しい中で、そこまでせざるを得なかった学校の事情も理解はできる。ブラック校則と言われるものは見直すべきであると思うが、生徒・保護者・教員が三位一体となって話し合いながら作っていくことが一番良いのではないかと考える。

7 議案

長谷川教育長が各委員に諮り、第11号議案 令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)については、審議会に諮る前の意思決定過程の情報であるため、非公開にて審議することとした。

第10号議案 令和4年度使用県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について

栗木高等学校教育課長が、令和4年度に使用する県立学校(高等学校及び特別支援学校高等部)教科用図書採択の基本方針について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(伊藤委員)

著作物であって、これまで使用してこなかったデジタルコンテンツなどについてはどのような扱いとなるか。

(栗木高等学校教育課長)

いわゆるデジタル教科書は別として、ネット環境に流布しているデジタルコンテンツは教材には当たらないと考えている。小中学校については、G I G Aスクール構想において、1人1台端末が配備されるため、今後デジタル教科書の導入に向けての研究が進められるようであるが、高等学校においては、現状では1人1台の環境が整わないことや生徒の費用負担など、デジタル教科書を使用することは課題がある。

第11号議案 令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 審議に先立ち、3月26日付で委員に就任した度會委員から就任のあいさつがあった。あいさつの後、事務局職員の自己紹介を行った。
- (2) 年度始めに当たり、長谷川教育長からあいさつがあった。
- (3) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として佐々委員を指名した。
- (4) 宮崎邦彦氏から、県立高校PTA会計担当者に関する、改善等を求める請願及び校則の見直し等を求める請願について口頭陳述したい旨の申出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (5) 傍聴人 2名